

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に伴う出欠席の取扱いについて

R5.5.8～

	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
感染した場合	出席停止 発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで	出席停止 発症した後5日を経過し、かつ、 症状が軽快した後1日を経過する まで
医療機関で感染疑いのため 検査を受け、欠席した場合 (検査結果が出るまで)	出席停止	出席停止
ワクチン接種のための欠席	事故欠	校長判断 ※1
ワクチン接種後の副反応に よって欠席した場合 ※体調不良での欠席と同様 の判断	病欠	病欠 (5類移行前の対応から変更)
新型コロナウイルスの感染 が不安で休ませたい場合		校長判断 ※2

校長判断 ※1について

ワクチン接種を受ける場合は、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、出席しなくてもよいと校長が判断する場合

校長判断 ※2について

保護者から欠席させたい事情をよく聴取した上で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合